

那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクターの使用に関する要綱

平成 30 年 8 月 6 日

経済観光部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成29年度新商品開発支援事業の成果物として本市が所有する、なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター（以下「ロゴ及びキャラクター」という。）の適正な活用により、中小企業及び小規模事業者等の育成支援を図るとともに、本市の魅力発信と認知度向上を図るため、ロゴ及びキャラクターの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴ及びキャラクターのデザインは、別図のとおりとする。

(使用料)

第3条 ロゴ及びキャラクターの使用料は無料とする。

(ロゴ及びキャラクターに関する権利)

第4条 ロゴ及びキャラクターに関する一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に帰属する。

(使用対象者)

第5条 何人もロゴ及びキャラクターを使用することができる。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (2) 本市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき
- (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援、もしくは公認しているように誤解させ、又は誤解させるおそれのあるとき
- (4) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれのあるとき
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれのあるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、ロゴ及びキャラクターを使用することが不相当と市長が認めるとき

(使用の承認)

第6条 ロゴ及びキャラクターを使用しようとするものは、使用しようとする日の2週間前までに那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本市又は本市の機関が使用するとき
- (2) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき

(3) その他市長が特に必要と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、承認するときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による使用の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（使用期間）

第7条 ロゴ及びキャラクターの使用承認期間は、承認日の翌日から起算して2年を越えない範囲内において市長が定める。

（承認内容の変更）

- 第8条 ロゴ及びキャラクターの使用承認を受けたもの（以下「使用者」という。）が、使用承認内容について変更しようとするときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認したときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、変更を承認しないときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により当該申請を行った者へ通知する。

（使用期間の更新）

- 第9条 第7条に規定する使用期間はこれを更新することができる。この場合における期間は、同条の規定による。
- 2 前項の規定により使用期間を更新しようとする者は、期間満了の2週間前までに、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター更新申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合においては、その内容を審査し、承認するときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号）により、承認しないときは、那覇市なは土産龍柱会議ロゴ及びキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（遵守事項）

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的以外の目的又は用途に使用しないこと。
- (2) ロゴ及びキャラクターを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸を行わないこと。
- (3) ロゴ及びキャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 別図で定めるロゴ及びキャラクターのデザインに示す色、形状に従い、適正に使用すること。
- (5) 別図で定めるロゴ及びキャラクターのデザインのうち、キャラクター1から14を使用

するときは、「なは土産龍柱会議」の表記を付すこと。表記が困難な場合は、同図で定めるロゴ1からロゴ4までのいずれかを付すことをもって代えることができる。

(権利設定の禁止)

第11条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

2 ロゴ及びキャラクターを発展させた形態で行なう商標登録、意匠登録等の権利を設定する場合は市長の許可を得ること。

(完成品の提出及び調査報告)

第12条 使用者は、ロゴ及びキャラクターを使用して作成した商品又は印刷物等の完成品を市長に提出すること、又、その他市長が行なう調査、照会に応じなければならない。完成品の提出が困難と認められるときは、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認の取消し)

第13条 市長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、承認を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したことに伴い、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わない。

(損害賠償)

第14条 使用者が、ロゴ及びキャラクターの使用により、本市に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。

(争論等の解決)

第15条 ロゴ及びキャラクターの使用に関し、争論または争訟が生じたときは使用者の責任において解決しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、ロゴ及びキャラクターの使用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

別図 ロゴ及びキャラクターデザイン (第2条関係)

ロゴ1



龍柱会議
カラー／縦

ロゴ2



龍柱会議
カラー／横

ロゴ3



龍柱会議
モノクロ／縦

ロゴ4



龍柱会議
モノクロ／横

ロゴ5



なは土産
カラー／縦

ロゴ6



なは土産
カラー／横

ロゴ7



なは土産
モノクロ／縦

ロゴ8



なは土産
モノクロ／横

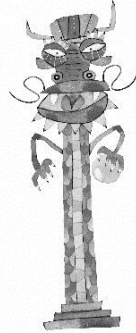
別図 ロゴ及びキャラクターデザイン（第2条関係）

キャラクター1



りゅうちゅう
(カラー)

キャラクター2



りゅうちゅう
(モノクロ)

キャラクター3



うふしーさー
(カラー)

キャラクター4



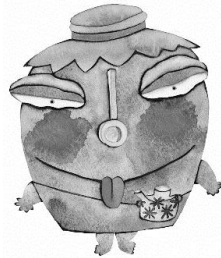
うふしーさー
(モノクロ)

キャラクター5



りゅうきゅうあわもり
(カラー)

キャラクター6



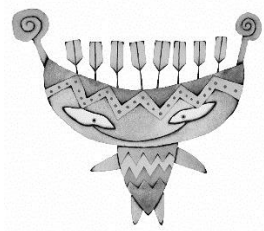
りゅうきゅうあわもり
(モノクロ)

キャラクター7



なははーりー
(カラー)

キャラクター8



なははーりー
(モノクロ)

キャラクター9



なはのまぐろ
(カラー)

キャラクター10



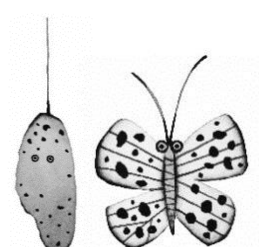
なはのまぐろ
(モノクロ)

キャラクター11



おおごまだら
(カラー)

キャラクター12



おおごまだら
(モノクロ)

キャラクター13



なはおおつな (カラー)

キャラクター14



なはおおつな (モノクロ)